平成25.4.1 制定 改正 平成25.10.9 平成29.4.1 令和5.3.8

[1] 大学院理工学府博士後期課程の学位論文審査

## 1 単位修得者の場合

- (1) 大学院理工学府博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)第3学年に在学し、所定の単位を修得した者又は当該年次の学年末までにこれを修得見込みの者は、第3学年修了2月前までに、指導教授を経て、学位申請の論文(以下「学位論文」という。)を理工学府長に提出するものとする。ただし、在学期間中に優れた研究業績をあげた者と大学院理工学府教務委員会で認められた場合には、第1学年に在学している者は当該学年修了2月前までに、その他の者は随時に、指導教授を経て、学位論文を理工学府長に提出することができる。
- (2) 博士後期課程に3年以上在学中の者で、所定の単位を修得した場合は、指導教授を経て、学位論文を理工学府長に随時提出することができる。

## 2 提出論文

- (1) 学位論文の内容は、すでに公表された論文、あるいは公表の方法、時期が明らかにされた未公表論文から成るものとする。
- (2) 学位論文に直接関連する論文(以下「関連論文」という。)があるときは関連論文の別刷も提出するものとする。

なお、関連論文が共著の場合は、他の共著者の学位論文の主要な部分として使用されたことのないものとし、原則として他の共著者の同意を得るものとする。

- 3 提出書類
  - (1) 論文目録 2 通 (別紙様式による。)
  - (2) 学位論文 5部
  - (3) 履歴書 2 通 (別紙様式による。)
  - (4) 関連論文の別刷 関連論文がある場合、各1部
  - (5) 学位論文の要旨 1通(別紙様式による。)
  - (6) 関連論文の共著者の同意書 各1通(関連論文が共著の場合に限り、別紙様式により提出する。)

## 4 審査委員会

- (1) 審査委員会(以下「委員会」という。)は、大学院理工学府教授会(以下「教授会」という。)において選定された教授3人以上によって構成し、1人を主査、その他を副査とする。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。
- (2) 教授会が審査のため必要と認めたときは、次に掲げる者に審査委員を委嘱し、副査として委員会に加えることができる。
  - ア 本学の他研究科及び各機構等の担当を命ぜられた教員

- イ 他の大学院又は研究所等の教員等
- ウ その他教授会が必要と認める者
- (3) 前号の審査委員の委嘱に関し必要な事項は、別に定める。
- (4) 委員会においては、博士後期課程の学位論文の審査を行う。
- (5) 委員会は、審査報告書を、主査及び副査の氏名を記名の上、教授会に提出する。
- (6)審査報告書には、学位論文の概要並びに合否判定の結果及びその理由を記入し、関連論文名を記載する。
- (7) 委員会は、教授会において選定された日から原則として1年以内に、学位論文の審査を終了するものとする。

## 〔Ⅱ〕論文提出による学位の申請

1 学位申請の資格

学位を申請できる者は、次の各号に掲げる研究歴等を有し、かつ、教授会が実施する 外国語試験及び専攻学術の試験に合格した者とする。ただし、外国語の学力が充分と認 めたときは、外国語試験を免除することがある。

- (1) 群馬大学大学院理工学府に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学してから3年以内であり、関連論文の数が別に定める基準を満たす者
- (2) 大学卒業後7年以上経過し、関連論文の数が別に定める基準の3倍程度を有する者
- (3) 前2号以外の学歴を有し、研究歴が博士課程修了者と同等以上と認められ、関連論文の数が別に定める基準の3倍程度を有する者
- 2 論文の提出

学位論文及び関連論文については、〔Ⅰ〕の2に準じる。

3 論文の受理

教授会は、学位論文の受理の可否について審査する。

- 4 提出書類
  - (1) 学位申請書 1通(別紙様式による。)
  - (2) 履歴書 2 通 (別紙様式による。)
  - (3) 卒業証明書又は修了証明書 1 通
  - (4) 論文目録 2通(別紙様式による。)
  - (5) 学位論文 5部
  - (6) 学位論文の要旨 1部(別紙様式による。)
  - (7) 関連論文の共著者の同意書 各1通(関連論文が共著の場合に限り、別紙様式により提出する。)
  - (8) 関連論文の別刷 各1部
  - (9) 審査手数料 (群馬大学学位規則第5条第2項に定める金額)
- 5 学力認定試験委員会
  - (1) 第1項で定めた外国語試験及び専攻学術の試験は、学力認定試験委員会(以下「試験委員会」という。)が行うものとする。
  - (2) 試験委員会の構成については、[I]の4の(1)から(3)までの規定に準じる。
  - (3) 外国語については、英語、ドイツ語又はフランス語の中から1か国語について試験 を行う。

- (4) 試験委員会は、外国語試験及び専攻学術の試験の結果を教授会に報告する。
- 6 審查委員会

審査委員会については、[I]の4に準じる。ただし、審査報告書には、申請した者の略歴、研究歴、指導者及び研究場所を併せて記載するものとする。

附則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成25年10月9日から施行する。

附則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科廃止後3年間は、[Ⅱ] 1(1)において、工学研究科退学者も理工学府退 学者に準じて取り扱うものとする。

附則

この内規は、令和5年3月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。